

補助対象者の要件

補助対象者は、以下の要件を満たす中小企業です。自社が対象となるか申請前にご確認ください。

【中小企業の定義】

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者及び同法第 2 条第 5 項に定める小規模企業者

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

【補助対象とならない事業者】

- (1) 国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者
- (2) 発行済株式総額の 20 パーセント以上を県が保有している者
- (3) 電気事業法第 2 条第 17 号に規定する電気事業者またはこれに類する者
- (4) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (6) 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等である者。暴力団又は暴力団員等との関係を有するもの。また、暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けている者
- (7) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等の中小企業等に該当しない法人
- (8) その他知事が補助金の交付について不相当と認める者
- (9) みなし大企業
 - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業・小規模企業者
 - ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者
 - ⑤①から③に該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者